

令和6年度

由布市庄内地域若者定住住宅地造成工事設計業務委託

造成設計業務委託特記仕様書

由布市 庄内振興局 地域振興課

I. 業務概要

由布市庄内地域若者定住住宅地造成工事設計業務委託(以下「本業務」という。)は、現状の敷地を住宅地とするために計画・設計をおこない、工事を発注する為の図面等の必要書類を作成するものとする。また、各種申請等が発生する場合には、それに伴う書類等も作成し、工事が遅延なく発注できるよう業務をおこなう。

1. 委 託 業 務 名 称	令和6年度 由布市庄内地域若者定住住宅地造成工事設計業務委託									
2. 計 画 施 設 概 要										
(1) 敷 地 の 場 所	大分県由布市庄内町大龍2707番地5									
(2) 施 設 用 途	住宅地(公園、コミュニティスペース等含む)									
3. 業 務 概 要	・造成設計									
	・測量									
	・関係機関協議									
	・説明会支援									
	・工事費算出									
4. 設 計 与 条 件										
(1) 敷 地 の 条 件										
(ア) 敷 地 面 積	7,282.94 m ²									
(イ) 地 域 (用途等)	都市計画区域外									
(2) 造 成 の 条 件										
(ア) 予 定 工 事 費	約	未確定				千円				
(イ) 造 成(予定) 工 期	令和	年	月	日	～	年	月	日		
(3) 履 行 期 間	契約日より	令和	7 年	5 月	30 日					
(4)既 存 図 面 の 有 無										
(ア) 建 築 工 事	無									
(イ) 電 気 設 備 工 事	無									
(ウ) 機 械 設 備 工 事	無									
(エ) そ の 他	有 敷地測量図(横断図等の詳細図無)									
(5) 成 績 評 定	本委託業務は成績評定の対象と (☐ する ☒ しない)									
(6) そ の 他	造成設計をおこなう際に、環境や景観に考慮すること。									

5. 設計仕様書に対する質疑について

別紙様式に記入後、電子メールにて提出すること。

6. 特記仕様書の適用

(1)本特記仕様書(以下「特記仕様書」という)に記載された特記事項については「●」印のついたものを適用する。

(2)表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。

(3)=(二重線)印又は×印で抹消した事項は、全て適用しない。

Ⅱ 業務仕様

1. 設計業務の内容及び範囲

(1)業務内容

① 設計業務

- ・ 造成設計
- ・ 工事費算出
- ・ 工事数量算出

② 測量業務

- ・ 造成設計に必要な縦横断測量

③ その他

- ・ 関係官庁との協議
- ・ 申請書作成
- ・ 説明会等資料作成、支援
- ・ その他、プロポーザル実施要領に記載があるもの

(2)その他

○	透視図作成	種類() 判の大きさ()
		枚数() 額の有無() 材質()
○	模型製作	縮尺() 主要材料()
		ケースの有無() 材質()
○	日影図の作成	
○	ランニングコストの計算	
●	現況調査	
●	事業説明用の資料	
●	官公庁との協議・申請・届出及びそれに伴う資料作成並びに手数料等の費用負担	

2. 業務計画書

職員に提出する業務計画書には、下記事項を記載するものとする。

- ・ 業務概要
- ・ 業務工程表
- ・ 業務組織計画書
- ・ 成果物の内容、部数
- ・ 連絡体制(緊急時含む)
- ・ 各担当者の経歴等
- ・ 協力事務所の名称等(協力者がある場合のみ)
- ・ 実施方針
- ・ 使用する主要機器等
- ・ 打合せ計画
- ・ 使用する主な図書及び基準
- ・ その他必要事項

(参考様式 大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/18600/kijyun.html>)

3. 業務の実施

(1)一般事項

- a. ~~基本設計業務は、提示された設計と条件及び建築配置計画に基づき行う。~~
- b. 詳細設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた詳細設計図書及び適用基準に基づき行う。

(2)提出書類

本業務の実施に当たっては、必要書類を遅延なく提出すること。

(3)打合せ及び記録

本業務についての打合せ及び協議事項は、全て議事録を作成し、委託者に提出すること。

(4)資料の貸与

委託者の資料が業務に必要な場合は、所定の手続きにより閲覧・貸与を行う。

(5)法令等の順守

受託者は、造成設計業務の実施にあたり、設計基準や指針等に関係する法律並びに法令、規則等を遵守しなければならない。

(6)秘密保持

受託者は業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

(7)暴力団関係者等による不当介入の排除対策

受注者は、当確委託等にあたって暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、拒否するとともに、発注者に報告し、かつ、警察に届出なければならない。

なお、再委託業者に対しても同様の対応を行うように周知徹底すること。

(8)成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成に使用するなど、契約約款第5条第2項の規定の範囲内で使用することがある。

(9)瑕疵の担保責任

本委託業務における成果物の引渡し後3年以内に瑕疵があることが発見された場合は、契約約款第34条第1項の規定に基づき、受注者に対して期間を定めて瑕疵の修補等を請求する。

(14)設計図書等の作成

設計図書等の作成は「6. 成果物及び提出部数」の項目によるほか、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「建築工事設計図書作成基準」を標準として作成すること。

(15)成果物の提出部数

成 果 物		仕 様	部 数
図面	原図	図面ケース入り	0
	写し	A4版図面袋入り(製本)	2
	写し(A3又はA2版)	チェック用	0
	CADデータ	CD又はDVD	1
	PDFデータ	CD又はDVD	1
設計書 (指定様式)	原稿		1
	Excelファイル	CD又はDVD	1
構造計算書	原稿		1
	PDFファイル	CD又はDVD	1
設計資料	原稿		1
	PDFファイル	CD又はDVD	1

※ CADデータはJWW形式を基本とする。それ以外の形式(DXF、SFC等)で提出する場合は、Jw_cadにてデータの再現性を確認すること。

(5)関連事項

- a. データを提出する場合は、事前にアンチウイルスソフトを用いて最新のウイルス定義ファイル及び検出プログラムによりウイルスを検出し、駆除すること。
- b. 検査を実施するときは、受注者又は管理技術者の他、照査技術者を選定している場合は照査技術者を立ち会わせるものとする。

別表

(着手時) 契約締結後14日以内

書 類 名	様 式	備 考
業務工程表	-	契約約款第3条
業務計画書	-	共通仕様書3.5
管理技術者及び照査技術者選任通知書	別紙様式	契約約款第9条、第10条
建築士法第24条の8の規定に基づく書面	=	建築士法

(必要時)

書 類 名	様 式	備 考
再委託承諾依頼書	別紙様式	契約約款第6条
指示、承諾、協議書	別紙様式	契約約款第2条
管理技術者及び照査技術者選任通知書	別紙様式	契約約款第9条、第10条
履行期間協議書	別紙様式	契約約款第23条
履行期間延長変更請求書	別紙様式	契約約款第21条
履行状況報告書	-	共通仕様書3.14

(完了時)

書 類 名	様 式	備 考
委託業務完了通知書	別紙様式	契約約款第30条
成果物引渡書	別紙様式	契約約款第30条
委託業務修補完了通知書	別紙様式	契約約款第30条
照査報告書(写し)	=	共通仕様書3.11
打合せ記録簿	-	共通仕様書3.18